

川崎市上下水道局規程第 25 号

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健一

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成 18 年川崎市水道局規程第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表を次のように改める。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 （1）電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第 2 条第 1 項に規定する電子署名が行われた情報の管理者への提供 （2）電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の管理者への提供 （3）個人番号カード、特定在留カード（出入

	<p>国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）の管理者への提示又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の2第6項の規定による同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録の管理者への送信</p>
<p>2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の管理者への提供</p> <p>(1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>(3) 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事</p>

	項
3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の管理者への提供</p> <p>（1）商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>（3）商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p>
4 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄（1）に掲げる措置

附 則

この規程は、令和8年6月30日から施行する。